第43回 名張市都市計画審議会 会議録(概要)

(1) 会議名:第43回 名張市都市計画審議会

(2) 開催日時:平成30年11月30日(金)午後2時00分~2時40分

(3) 開催場所: 名張市武道交流館いきいき 会議室1・まちづくり活動室

(4) 出席した者の職、氏名

審議会委員

事務局ほか

市長	亀井	利克
都市整備部部長	谷本	浩司
都市計画室室長	深井	克治
同室係長	平尾	美津代
同室主査	寺本	まり子
同室主任	橋本	旭

※会長に川口佳秀委員、副会長に久隆浩委員が互選された。

(5) 事項及び会議の公開又は非公開の別

第1号議案 名張都市計画道路の変更(案)(名張市決定) 第2号議案 名張都市計画道路の変更(案)(三重県決定) 会議は公開

- (6) 傍聴人の数1名
- (7) 発言の内容 別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項なし

第43回 名張市都市計画審議会 議事録

日時:平成30年11月30日(金)

午後2時00分~2時40分

場所:名張市武道交流館いきいき

会議室1・まちづくり活動室

【議長】

はい。それでは、名張市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行に関しましては、格別のご協力をよろしくお願いしたいと思います。 着座にて進行させていただきます。

それでは先程、市長から諮問されました議案に移らせていただきます。まず、審議をお諮りする前にですね、本日の会議の公開について、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものとします。事務局の方、傍聴者はございますか。

【事務局】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

傍聴定員15名のうち、傍聴希望者1名でございます。

【議長】

はい。傍聴の希望があるようでございます。傍聴者の誘導を、事務局の方お願いいたします。 委員にはしばらくお待ちください。

・・・傍聴者入場・・・

【議長】

よろしいですか。それでは、審議に入ります前に、名張市都市計画審議会運営規程第11条第 1項の規定により、加納委員と福田委員を本会議の議事録の署名者に指名いたします。よろしく お願いします。

それでは、これより審議に入ります。事務局よりご説明お願いいたします。

【事務局】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

それでは、本日の議案についてご説明を申し上げます。本日の議案といたしましては、第1号 議案、名張都市計画道路の変更案、名張市決定、及び第2号議案、名張都市計画道路の変更案、 三重県決定でございます。

本件に関し、平成30年11月6日から20日まで、都市計画室において案の縦覧を行いました。縦覧期間中、縦覧者はございませんでした。また、意見書の提出もございませんでした。以上、ご報告とさせていただき、議案の内容につきましては、担当係長よりご説明をさせていただきます。

【事務局】

はい。それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして、関連する議案でございますので、 一括してご説明申し上げます。お手元の議案書及びスクリーンをご覧いただきながら、説明させていただきます。議案に入る前に、スクリーンをご覧いただき、都市計画道路の見直し、見直し評価結果、変更手続き、名張市決定についてご説明申し上げます。

はじめに、都市計画道路の見直しについてご説明申し上げます。現状につきましてでございますが、名張市内の都市計画道路は、ほとんどが昭和38年に国によって都市計画決定されたものであり、計画延長が長い路線が多いことが特徴です。

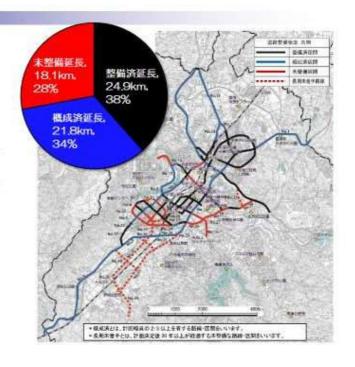
本市の都市計画道路は、全部で21路線、総延長約64.8キロメートルのうち、整備済の路線、黒色の路線でございますが、これが約38パーセント。概成済の路線、計画幅員の3分の2以上を整備した暫定供用の状態の路線でございます、青色の路線でございますが、これが34パーセント。未整備の路線、赤色で着色しておりますが、これが約28パーセントとなります。この未整備路線のうち、主に箕曲地域から赤目地域にかけて長期未着手となっている路線がございます。赤色で点線の路線で表示しております。事業化の見込みがないにもかかわらず、都市計画道路の区域内においては、一定の建築制限がかかることが問題となります。

1. 都市計画道路の 見直しについて

名張市内の都市計画道路は、ほとん どが昭和38年に国(当時の建設省) によって都市計画決定されたものであ り、計画延長の長い路線が多いことが 特徴です。

平成30年現在、全体の約72%が 整備済または概成済延長であり、残る 約28%は未整備延長となっています。

この未整備延長のうち、主に箕曲地 域から赤目地域にかけて長期未着手と なっている路線があります。事業化の 見込みがないにもかかわらず、都市計 画道路の区域内においては一定の建築 制限がかかることが問題となります。



その建築制限につきまして、具体的には、計画が事業化される際、事業が円滑に進むよう、計画道路区域内に建築する場合は、容易に移転し又は除却できること、2階以下でかつ地階を有しないこと、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることという条件があり、市長の許可を得る必要があります。

このように建築制限がかかり続けている中、未整備の都市計画道路について、必要性を検証し、 適切な見直しをすることが求められます。

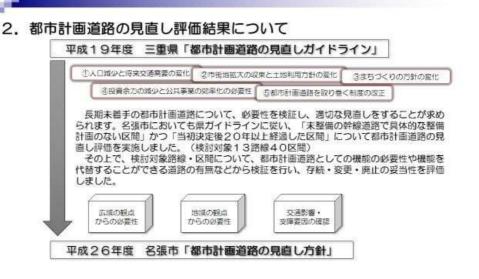
1. 都市計画道路の 見直しについて 都市計画道路の区域内においては、事業の 区域の外に建築する場合、都市計画法第53条の許可は必要無し。 円滑な施行のために一定の建築制限がかかり ます。建築に際して都市計画法第53条第1 項の許可を得る必要がありますが、 区域の中に建築する場合。 都市計画法第53条の許可が必要 ① 容易に移転し又は除却することができる SEMTLE MED こと (ただは用途地域等の制度 x a- ##atradx ② 2階以下で、かつ、地階を有しないこと 2階建てまでOL 地路はダメ ③ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリー 都市計画道路区域 トプロック造その他これらに類する構造 であること という許可条件をすべて満たすものである必

続きまして、都市計画道路の見直し評価結果についてご説明申し上げます。

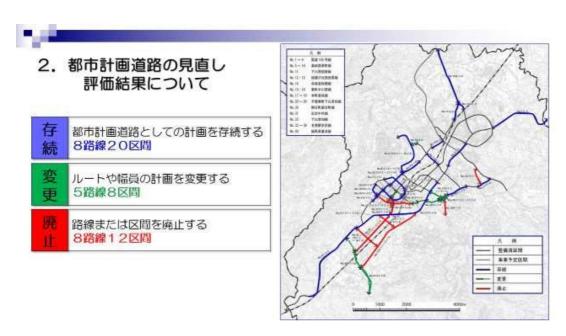
要があります。

本市では、平成21年に改定した名張市都市マスタープラン、これは目指すべき将来像を「集約連携型都市」と描いたものでございますが、この将来像を見据えながら、平成19年3月に三重県が発行した「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」に示された手順に従い、都市計画道路の見直し評価を実施いたしました。検討対象は、未整備の幹線道路で具体的な整備計画のない区間、かつ当初決定後20年以上経過した区間で、13路線40区間でございます。

具体的には、広域の観点からの必要性、地域の観点からの必要性、周辺への交通影響の確認など機能の必要性とともに、機能を代替することができる道路の有無などから検証を行い、存続・変更・廃止の妥当性を評価いたしました。



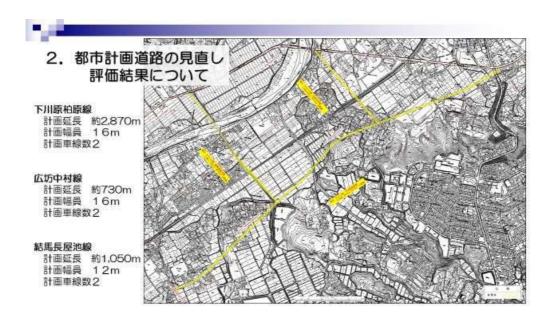
評価結果は、都市計画道路としての計画を存続するものが8路線20区間、ルートや幅員の計画を変更するものが5路線8区間、路線または区間を廃止するものが8路線12区間となりました。



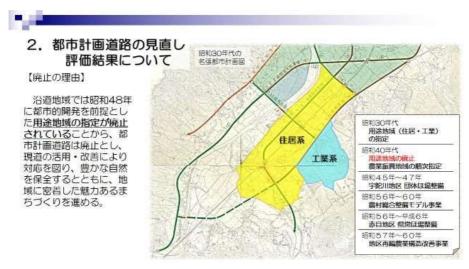
このたび手続きをいたしたい下川原柏原線、広坊中村線、結馬長屋池線の3路線につきましては、名張市南西部の箕曲・錦生・赤目地域に位置する長期未着手の路線で、見直し評価では起点から終点にわたって廃止と位置付けられたものです。



各路線の計画の詳細は、ご覧のとおりです。下川原柏原線は、夏見地内の百合が丘への進入口付近が起点、赤目市民センター付近が終点となる計画です。広坊中村線は、国道165号線と宇陀川の交差する付近が起点で近鉄大阪線と交差して下川原柏原線まで。結馬長屋池線につきましては、黒田地内の国道165号線から宇陀川、近鉄大阪線と交差し下川原柏原線までの計画となっております。



次に、これら3路線が廃止と位置付けられた理由につきましてご説明させていただきます。これらの路線の沿道地域では、昭和30年代に住居系及び工業系の用途地域の指定がございましたが、昭和30年代後半から桔梗が丘など大規模な住宅団地が造成され、市全体からみたときに、市街地を進めていくエリアが北中部へと変化いたしました。本地域では、昭和40年代に用途地域を廃止し、農業振興地域に指定、その後、ほ場整備が始まるなど、土地利用の方向性を都市的土地利用から農業振興地域に転換しております。当該路線が担うはずであった、市街地を形作るための街区を形成する機能や都市的インフラの埋設空間を確保する機能などの必要性は既に失われており、将来においてもその必要性が乏しいことから、都市計画道路は廃止とし、現道の活用・改善により対応を図り、豊かな自然を保全するとともに、地域に密着した魅力あるまちづくりを進めていくこととなりました。以上が、名張市決定の変更の内容でございます。



続きまして、第2号議案、国道165号線の変更、三重県決定についてでございますが、本件は、下川原柏原線、広坊中村線及び結馬長屋池線の廃止に伴い、交差の箇所を減じるとともに、接続予定であった箇所の道路線形を変更するものでございます。

道路線形の変更は、スライドの図1.2のとおりです。下川原柏原線及び広坊中村線の各起点と国道165号線との交差箇所における隅切部分を変更するものです。

なお、結馬長屋池線の起点と国道 165 号線との交差箇所は、図 3 のとおり、国道 165 号線の計画幅員が 16 mから 12 mへ変わる箇所であり、国道側に隅切り部分を残さないため、変更はございません。

-

2. 都市計画道路の見直し評価結果について

第2号議案

国道165号線の変更 (三重県決定) について

国道165号線については、見直し評価では 「存続」と評価されましたが、下川原柏原線、 広坊中村線及び結馬長屋池線の廃止に伴い、区 間における交差の箇所数を減じ、接続予定で あった箇所の道路線形を変更します。

道路線形の変更は、右図【1・2】のとおり 下川原柏原線及び広坊中村線の各起点と国道 165号線との交差箇所における隅切部分の変 更です。

なお、結馬長屋池線の起点と国道165号線 との交差箇所は、右図【3】のとおり国道 165号線の計画幅員が16m-12mとなる 箇所であり、国道側に隅切部分を残さないため 変更はありません。



次に、都市計画の変更手続きについてご説明申し上げます。平成29年12月から平成30年7月にかけて、黒田地区、箕曲地域、赤目地域において説明会を行いました。本年7月には、三重県伊賀建設事務所、近畿日本鉄道株式会社、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所と協議を行い、廃止しても問題がない旨の回答を得ました。これは、廃止路線が国道、鉄道及び河川と交差する計画となっているためです。次に、9月に三重県都市政策課へ事前協議書を送付し、10月に事前協議の回答がございました。10月25日に発行の市広報で住民の皆様へ縦覧期間の周知を行い、11月6日から20日まで都市計画案について縦覧に供しました。この間、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

3. 都市計画の変更手続き(名張市決定)について

これまでの手続き

事項	時 期	備考			
説 明 会 の 開 催	平成29年12月11日 ~平成30年7月23日	錦生地域(黒田区) 箕曲地域 赤目地域			
関係機関協議	平成30年7月24日 ~平成30年7月26日	伊賀建設事務所 近畿日本鉄道 木津川上流河川事務所			
県都市政策課 事前協議	平成30年9月19日				
県都市政策課 事前協議回答	平成30年10月24日				
広報等の発行日(縦覧期間掲載)	平成30年10月25日				
計画案の縦覧期間	平成30年11月6日 ~平成30年11月20日	縦覧者なし 意見書の提出なし			

本日の都市計画審議会を経て、年明け1月に三重県知事との書面協議後、決定告示となる予定です。

なお、第2号議案の三重県決定につきましては、平成30年12月27日開催予定の三重県都 市計画審議会において審議され、名張市決定と同日、1月に決定の予定でございます。



3. 都市計画の変更手続き(名張市決定)について

今後の手続き (予定)

事 項	時 期	備考
名張市都市計画審議会	平成30年11月30日(本日)	三重県都市計画審議会は 平成30年12月27日予定
三重県知事への協議申出	平成31年1月予定	
三重県知事回答	平成31年1月予定	
決 定 告 示	平成31年1月予定	

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。お手元の議案書の1ページをご覧ください。今回変更いたします名張都市計画道路の計画書、名張市決定でございます。名張都市計画道路の変更、名張市決定、都市計画道路中、3・4・5号下川原柏原線、3・4・13号広坊中村線及び3・5・18号結馬長屋池線を廃止いたします。

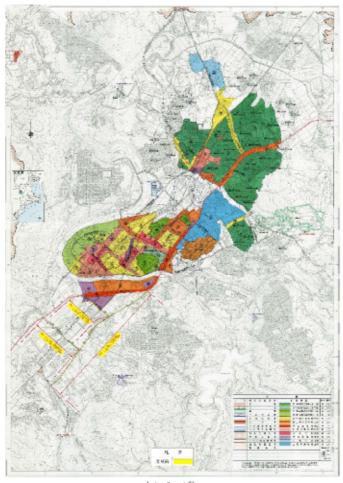
次に2ページ目が理由書でございますが、先程の説明のとおりですので、読み上げは割愛させていただきます。

図書の整理といたしまして、3ページは新旧対照表でございます。上段が変更前、下段が変更後ですが、廃止ですので、下段はハイフンとなっております。

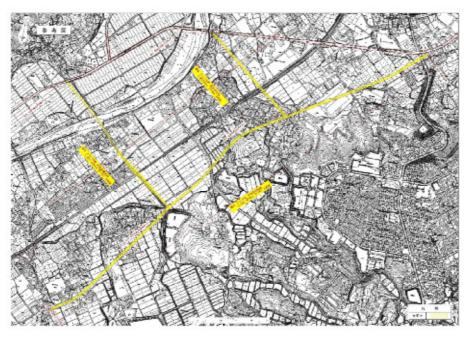
	名称 位置			区域	区域構造						
種別	番号	路線名	起点	終点	主な	延長	構造	車線	幅員	地表式の区間における	備
701	リ	是以	形式	の数	"	鉄道等との交差の構造	考				
	(3 • 4 • 5)	(下川原柏原	(名張市夏見)	(名張市赤目町	(-)	(新 2, 870m)	(地表	(2 車線)	(16m)	(-)	
		線)	-	丈六字川尻)	_	-	式)	-	_	_	
	_	_		_			_				
幹	(3 • 4 • 13)	(広坊中村線)	(名張市箕曲中	(名張市箕曲中	(-)	(約 730m)	(地表	(2 車線)	(16m)	(-)	
幹線街路		_	村字広保)	村字谷口)	_	-	#)	-	_	_	
路	_			-			_				
	(3 • 5 • 18)	(結馬長屋池	(名張市黒田字	(名張市赤目町	(-)	(約 1, 050m)	(地表	(2 車線)	(12m)	(近畿日本鉄道大阪	
		線)	酒屋門)	相楽字中戸)	_	-	Ħ)	_	_	線と立体交差)	
	-	-		_			-			_	

(3ページ)

次に4ページが都市計画図の総括図、5ページが参考図でございます。今回、廃止手続きを行う路線を黄色で表示しております。



(4ページ)



(5ページ)

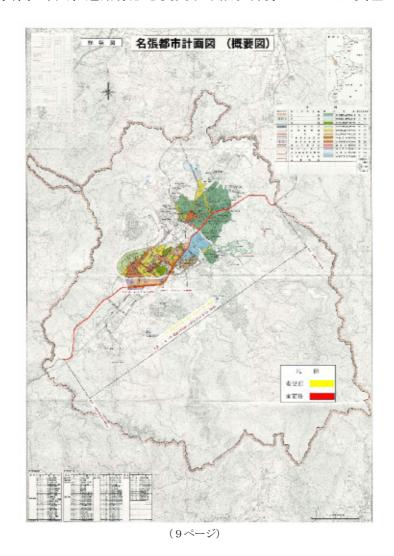
次に6ページは、今回変更いたします名張都市計画道路の計画書、三重県決定でございます。 7ページが理由書でございますが、先程と同様、先にご説明させていただいたとおりですので、 読み上げは割愛させていただきます。

そして、図書の整理といたしまして、8ページは新旧対照表でございます。変更箇所は、「地表式の区間における鉄道等との交差の構造」の箇所でございますが、上段が変更前、下段が変更後です。幹線街路と平面交差する箇所が、13箇所から10箇所に減じております。

	名称			位置		区域	構造			捧造	
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3 • 4 • 1			小波田	名 昧 蔵 出 丘 職 出 丘		地表式	2 車線	16m	が が が が が が が が が が が が が が	

(8ページ)

次に9ページが都市計画図の総括図、10ページが計画図でございます。赤色で表示しているのが、国道165 号線、今回、道路線形を変更する隅切部分については黄色で表示しております。



(10ページ)

そして、最後のページとなりますが、11ページは参考図書として、変更前後の対照表を添付させていただいておりまして、 $3\cdot 4\cdot 1$ 号国道165号線における交差箇所数の変更及び道路線形の変更、 $3\cdot 4\cdot 5$ 号下川原柏原線の廃止、 $3\cdot 4\cdot 13$ 号広坊中村線の廃止、 $3\cdot 5\cdot 18$ 号結馬長屋池線の廃止以外の変更はございません。

	都市計画道路一覧表(変更前後対照表)									
				名張都市	 計画道路					
	変更前									
路線番号	路線名	標準幅員(m)	wb (m) 路線番号		路線名	標準幅員(m)		摘要		
3 · 4 · 1	国道 165 号線	16.0	約 12,020	3 • 4 • 1	国道 165 号線	16.0	約 12,020	交差箇所数の変更 道路線形の変更		
3 • 4 • 2	国道 368 号線	20.0	約7,150	3 • 4 • 2	国道 368 号線	20.0	約7,150			
3 • 5 • 3	黒田西原町線	12.0	約 5,960	3 • 5 • 3	黒田西原町線	12.0	約 5,960			
3 • 4 • 4	名張駅桔梗が丘線	16.0	約 4,900	3 • 4 • 4	名張駅桔梗が丘線	16.0	約 4,900			
3 • 4 • 5	下川原柏原線	16.0	約 2,870	_	_	_	_	廃止		
3 • 4 • 6	桔梗が丘西田原線	16.0	約 3, 470	3 • 4 • 6	桔梗が丘西田原線	16.0	約 3, 470			
3 • 4 • 7	桔梗が丘中央線	16.0	約 2,020	3 • 4 • 7	桔梗が丘中央線	16.0	約 2,020			
3 • 5 • 8	赤坂夏秋橋線	14. 0	約 2,600	3 • 5 • 8	赤坂夏秋橋線	14.0	約 2,600			
3 • 3 • 9	東町中川原線	25. 0	約 2, 170	3 • 3 • 9	東町中川原線	25.0	約 2, 170			
3 · 5 · 10	本町夏秋線	14. 0	約3,590	3 · 5 · 10	本町夏秋線	14.0	約3,590			
3 · 5 · 11	平尾南町下比奈知線	12.0	約 5,750	3 · 5 · 11	平尾南町下比奈知線	12.0	約 5,750			
3 · 4 · 12	朝日町鍛冶町線	16. 0	約 890	3 · 4 · 12	朝日町鍛冶町線	16.0	約 890			
3 · 4 · 13	広坊中村線	16. 0	約 730	_	_	_	_	廃止		
3 · 4 · 14	中の切猿喰線	16.0	約 560	3 · 4 · 14	中の切猿喰線	16.0	約 560			
3 · 5 · 15	下比奈知線	12.0	約 680	3 · 5 · 15	下比奈知線	12.0	約 680			
3 • 5 • 16	平尾朝日町線	12.0	約 1,350	3 · 5 · 16	平尾朝日町線	12.0	約 1,350			
3 · 5 · 17	名張駅赤目線	12.0	約 4, 275	3 · 5 · 17	名張駅赤目線	12.0	約 4, 275			
3 · 5 · 18	結馬長屋池線	12.0	約 1,050	_	_	_	_	廃止		
3 • 5 • 19	平尾中央公園線	12.0	約1,610	3 · 5 · 19	平尾中央公園線	12.0	約 1,610			
3 · 5 · 20	平尾蔵持線	12.0	約1,050	3 • 5 • 20	平尾蔵持線	12.0	約 1,050			
8 • 7 • 1	名張駅東西連絡線	4.0	約 70	8 • 7 • 1	名張駅東西連絡線	4.0	約 70			

(11ページ)

以上、第1号議案及び第2号議案について一括説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長】

はい。事務局からの説明は以上でございますが、ご質問なり、ご意見等ございましたら、「議長」と呼んでいただきまして、ご発言をお願いしたいと思います。

【委員】

議長、すみません。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

2点ばかり、ご教示願いたい内容があります。まず、1点ですけども、第1号議案に関して、 2ページに理由書というのを書いておられますけども、これ、経過説明をさせていただきますけ ども、昭和38年に都市計画が決定された。その後、昭和48年に用途地域指定の廃止。という ことは、この時点で都市計画から外れるというふうになっとるんですね。次に、それを基にして、 昭和50年から平成8年に、ほ場整備を実施ということで、耕地整理、区画の見直しによる農業 振興地域への転換ということで、この時点で、都市計画の道路として、設計から外されていると 理解をするんですけども、その後も平成19年の三重県指導による都市計画道路の見直しガイド ラインによる評価、また、平成26年に都市計画道路の見直し方針公表ということで、今日に至 っておるんですけども、1つはですね、この平成8年に、ようは、ほ場整備が終わった段階での、 この都市計画の廃止や見直しの決定ができなかったのかという点が1点です。それ以降も三重県 のガイドラインの評価というのも出ておりますので、そこからの整合性が本当にあるのかどうか ということと、50年という期間が経ておりますので、それだけの期間が、この道路決定に必要 だったのか、ただこれはイレギュラー的に据え置かれて今になったというのか、そのへんの経過 がわからないというのが1点です。2点目なんですけども、この都市計画の見直しガイドライン のルール、説明をいただいておるんですけども、改めて見直したとき、どの時点でプランをチェ ックする、どのタイミングでどのようにやっていくのかということが、私自身分からないところ がありましてお教えいただければと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】

はい、わかりました。ただ今ですね、委員からの2点ご質問があったわけでございますが、これに関しまして、事務局のほう、よろしくお願いします。はい。

【事務局】

はい。失礼します。まず、1点目にございました、本来ですと、当時、用途地域を廃止した時 点、言い換えれば、今後、農業振興地域としてこの当該地域を整備していくという方針が、つま り、本来ですと、ご指摘のようにですね、同時に都市計画道路も廃止しておくべきだったと考え ております。ただ、その後ですね、具体的にと言いますか、廃止について積極的な議論が交わさ れたということは庁内においてもございませんでした。ただ、平成19年にですね、三重県が都 市計画道路見直しガイドラインというのを公表されまして、この当時、全国的にもですね、長期 未着手の都市計画道路の今後のあり方について、国としてでもですね、積極的に見直してみなさ いという指摘が、まあ、方向転換と言いますか、襟を正す動きになりました。その後、こういう 形で、当時は都市計画100年の計と言いまして、なかなか変更ですとか廃止という、そういう 議論すらなかなかできないような時代もございましたけども、そういった国としての大きな方向 転換後ですね、市としても見直しの着手といいますか、そういうふうに取り組んでまいってきた というふうな形でございます。で、あと2点目ですけども、今後、そうするとPDCAの中で今 後の見直しについてはどういう形で進めていくのかということでございますけども、まず、都市 計画の変更につきましては、基本的には、法律的には、概ね5年に1度、都市計画基礎調査とい うものを行うことになっております。その基礎調査の結果を踏まえてですね、必要に応じて見直 していくというふうなタイミングが1つ。あと、大きくは、総合計画でありますとか、市の大き な施策ですね、そういったものの方針転換もしくは外部的な要因で言いますと、一時ありました、 首都機能移転とかですね、ああいう形で大きく外的要因で都市の形態が変わる、そういった場合 に都市計画のマスタープランの見直しをかけさせていただくことがございます。そういった中で、 都市計画のマスタープランの改定にあわせて、改めてこういう都市施設も含めてですね、都市計 画の見直しを行わせていただくタイミングとしてはございます。以上です。

【議長】

ただ今、事務局から説明あったわけでございますが、委員どうでございますか。

【委員】

すみません。先ほど地域の意見の盛り上がりというのがなかったというようなことも言われた と思ったんですけども、廃止するにあたっては、主導的には市の方がやられてる形だというふう に思っておるんですけども、先ほどこの中にありましたけども、地域で住んでおられる方のそう いった声を聞く中で、そういったものを反映していくというか、地域の声がない場合につきまし ては、時として、こういう廃止が保留という形というものもあり得ると理解していいんですか。

【議長】

どうですか。

【事務局】

ご質問の趣旨といたしましては、今回こういう提案をさせていただいていますけども、地域の ご意向によっては、この方針を保留するということがあり得るかどうかというお話で良かったで すかね。

【委員】

はい。

【事務局】

すみません。基本的にはですね、地域の皆さんに対しまして見直し方針でありますとか、そういった段階でも地域の懇談会、パブリックコメントを経て、こういう方針を決定させていただいております。また、説明にもございましたけども、この見直し方針、出して、後のですね、地域の皆さんに対して説明会も開催させていただいておりまして、概ね皆さんの了解はいただいているという判断をさせていただいております。そういうことですので、都市計画のこういう計画につきましては、個々個人のですねご意見をなかなか反映しにくいというところがございます。皆さんの概ねの総意をもってですね、こういう方向をですね決めさせていただいておりますので、1つの地域といいますかね、個人さんのご意見によってですね、計画内容をもう一度改めるということは、なかなか制度上といいますか、困難かなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

よろしいですか。はい、ありがとうございます。ほか、何かご質問なりご意見ございましたら。委員さん、何かございましたら。色々お世話をかけてご出席いただいているわけでございますが。

【委員】

はい。今回の都市計画道路につきましては、市道ということですので、県としてはタッチする 165号を管理するということと、あと、赤目の地域の県道もタッチするということで、今回の 議案についてはないんですけども、赤目の道路については、今後ということになると思うんです けども、県道については私ども計画を持ってはおりますので、特に今日の見直しについては意見 はないです。

【議長】

意見いいですか。ほか、ご意見ございましたら。よろしいですか。委員さん、よろしいですか。

【委員】

はい。先ほどの委員のご質問ですけれども、先ほど室長の方からもありましたように、昔はですね、やはり都市計画っていうのは100年の大計ということで、一度決めるとですね、100年以上のことを考えながら、都市計画決定しているんだろうということで、なかなか変えないというのが基本方針だったんですが、このご時世でかなり社会的状況も変わってくる中で、国土交通省のほうも、やはり実際に合わせて、あるいはその将来の展望をちゃんと見据えながらもう一度見直してみましょうというようになったということが、今回改めてこういう議案が出てきたというようにご理解いただければなというように思います。で、先ほど亀井市長の方からもありましたけれども、今までは経済も人口も右肩上がりで来ましたけれども、これから今度は逆に下がってくる時代になりますので、どういう形で都市を縮小していくかという時代に入りますので、今後もですね、大きな都市計画の変更というものが出てくる可能性がございますので、そういう意味では、先ほど室長がおっしゃったように、5年ごとにですね、要所要所でもう一度全体の計画を見直しながら都市計画決定を見直す部分についてはですね、挙げていくという、こういうことになっていくというふうにご理解いただいたらというように思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。ほかに何かございませんか。ほかにないようでございましたら、ここで第1号議案でございます名張都市計画道路の変更について採決をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。それでは、採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

· · · 賛成委員挙手 · · ·

【議長】

はい、ありがとうございます。全員賛同いただきましたので、どうもありがとうございました。 それでは、第1号議案に関しましては、原案どおり可決させていただきました。

続きまして、第2号議案でございますが、名張都市計画道路の変更、三重県決定の方でございますが、これに関しまして、特に説明は一括であったわけでございますが、特にこれに関しましてもご意見ご質問ございましたらよろしくお願いしたいと思います。よろしいですか。はい。ないようでしたら、続きまして、第2号議案の都市計画道路の変更、三重県決定について採決を取らせていただきます。それでは、賛成の方、挙手をもってお願いいたします。

・・・賛成委員挙手・・・

【議長】

はい、ありがとうございました。第2号議案に関しましても全会一致でご賛同いただきました。 ありがとうございました。原案どおり可決させていただきました。本日の議案は1号議案、2号 議案でございましたので、本日皆さんのご賛同をいただきまして可決されましたことに関しまし て、本当に厚く御礼申し上げたいと思います。以上をもちまして、本日の提案されました議案は すべて終了とさせていただきます。ここで、傍聴人は退場していただきますよう、よろしくお願 いしたいと思います。

・・・傍聴人退場・・・

【議長】

よろしいですか。はい。以上を持ちましてですね、本日の事項はすべて終了させていただきました。最後に、事項「4. その他」でございますが、事務局からございましたらよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】

はい。

【議長】

はい、よろしくお願いします。

【事務局】

失礼します。本日はご審議どうもありがとうございました。少し、次回の審議会についてご連絡させていただきます。次回は年明けまして2月28日木曜日の14時から市役所で審議会、予定しておりまして、内容につきましては、現在進めております百合が丘地区の用途地域の指定及び地区計画の策定についてでございます。今月、原案の縦覧が終わりまして、現在は都市計画案を作成するところで、関係機関と調整であったり、図書の作成をしているんですけれども、2月の上旬に都市計画案の縦覧を予定しておりまして、その後、2月28日に、また委員の皆様にはご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞご予定いただきますようにお願いいたします。以上でございます。

【議長】

はい。今ちょっと事務局からあったように2月28日14時からというかたちでご予定の方よろしくお願いしたいと思います。ほか、事務局ならびに委員の皆さんからございましたら。よろしいですか。はい。それでは、これをもちまして、名張市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【委員】

ありがとうございました。